

経営革新等支援機関の認定取得

平成 25 年 3 月に認定申請を済ませていましたが、平成 25 年 4 月 26 日の認定により、私も経営革新等支援機関(通称、「認定支援機関」)に認定されました。

政府が取りまとめた、“中小企業等金融円滑化法の期限到来に当たって講ずる総合的な対策”の中に、“中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化”が盛り込まれています。その中で、独力では経営改善計画の策定が困難な小さな中小企業・小規模企業者に対して、計画策定を支援する機関として位置づけられているのが「認定支援機関」です。

支援は、「認定支援機関」による経営改善計画策定支援に係る費用のうち、3 分の 2 を上限(最大 200 万円)として、助成金をもらう形で実施されます。事前に、政府機関に申請する必要があります。

つまり、従来のような“絵に描いた餅”ではなく、経営を改善するための本気の経営計画を作って実現したい、と望む中小企業・小規模事業者を援助します、という施策です。

上記の事業だけではなく、「認定支援機関」はさまざまな事業への関与が予定されています。例えば、次のような事業を「認定支援機関」と一緒に取り組むことで、補助金がもらえたり、金利が軽減されたりします。

- ☆ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援事業
- ☆地域需要創出型起業・創業促進補助金
- ☆経営支援型セーフティネット貸付
- ☆中小企業経営力強化資金融資
- ☆地域力活用市場獲得支援等事業(国内外販売力支援モデル事業)
- ☆地域商店街活性化事業
- ☆商店街まちづくり事業

以下のホームページを参考にしてください。

<タイトル>

中小企業庁/経営サポート/経営革新支援/

<URL>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>